

商標「伊達いわな」使用要領

(目的)

第1条 伊達いわなのブランド化を目的とした商標「伊達いわな」を適正に管理するために、この使用基準を定める。

(定義)

第2条 商標「伊達いわな」は、次の各号の要件を全て満たす場合に使用することができる。

- (1) 全雌三倍体イワナであること。
- (2) 宮城県水産技術総合センター内水面水産試験場が保有する偽雄イワナ精子を使って倍化处理されたものであること。
- (3) 伊達いわな振興協議会会員が育成・出荷した魚であること。
- (4) 水揚げ直後の体重が800g以上であること。

(商標権)

第3条 商標「伊達いわな」に関する商標権は、宮城県知事（以下「知事」という。）と有限会社菅原が所有し、商標権の管理は知事が行う。

(商標「伊達いわな」を使用できる者)

第4条 商標「伊達いわな」を使用できる者は、第5条及び第7条の規定により知事の認定を受けた宮城県内で伊達いわなを生産する者（以下「認定生産者」という。）及び認定生産者が生産した伊達いわなを販売、料理の提供、商品の製造、その他に利用する者。

(生産者認定申請及び認定)

第5条 商標「伊達いわな」の使用を希望する生産者は、伊達いわな生産者認定申請書（別記様式1）に伊達いわなの飼育状況（別記様式2）及び当該年の1月1日から12月31日までの伊達いわなの生産・出荷計画（別記様式3）を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の内容を審査し、本要領に適合すると認めた場合、当該申請者を認定生産者に認定し、伊達いわな生産者認定書（別記様式4）を交付する。

(認定の有効期限)

第6条 前条の規定に基づく認定の有効期間は、認定を受けた日から3年間とする。

(生産者認定変更申請)

第7条 認定生産者は、継続して認定を受けようとする場合にあっては、前条に定める有効期間の終了する日から起算して30日前までに第5条第1項の申請書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請を受理した場合、伊達いわな生産者認定証を書き換えて交付する。

3 前項の場合の認定期間は、前回の認定期間が終了する日の翌日から起算して3年間とする。

(認定生産者の公表)

第8条 知事は、認定生産者の名称等を公表するものとする。

(報告)

第9条 認定生産者は、毎年3月末日までに伊達いわな生産実績等報告書(別記様式5)に、前年の伊達いわな生産・出荷実績(別記様式3)及び当該年の1月1日から12月31日までの伊達いわな生産・出荷計画(別記様式3)を添えて知事に提出しなければならない。

(調査)

第10条 知事は、必要に応じて伊達いわなの生産・出荷の状況について報告を徴し、又は現地調査により生産・出荷の履歴に関する帳簿類・書類等を調査することができる。

(認定生産者の責務)

第11条 認定生産者は、伊達いわなの安全・安心を確保するため、関係法令の遵守に努めなければならない。

2 認定生産者は、伊達いわなの生産・出荷にあたっては、生産・出荷に関する履歴(種苗の履歴、飼育履歴、出荷記録等)を整備し、出荷後3年間保存しなければならない。

3 認定生産者は、出荷した伊達いわなの品質に関する苦情等が発生した場合、必要な措置を講じなければならない。

4 認定生産者は、商標「伊達いわな」の不正使用の疑いを発見した場合は、すみやかに知事に通知するとともに、県が実施する調査に協力するものとする。

(認定の取り消し等)

第12条 知事は、認定生産者が次の各号に該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定された伊達いわなの定義を遵守しないとき。

(2) 第9条に規定された報告をしないとき。

(3) 第10条に規定された調査を拒んだとき。

(4) 廃業等により伊達いわなの生産を中止したとき。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、伊達いわな生産者認定証をすみやかに返納しなければならない。

3 知事は、認定生産者が前条に規定された責務を怠っていると認められる場合、是正のための必要な措置を講ずることができる。

(不正使用)

第13条 知事は、商標「伊達いわな」の不正使用の疑いが生じた場合、事実関係の調査等を行

い、商標「伊達いわな」の適正使用の維持に必要な措置を講ずるものとする。

(申請等の経由機関)

第14条 本要領に規定する生産者認定申請，認定証の交付，実績報告等については，申請者の住所を所管する地方振興事務所長を経由するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附則

この要領は，平成29年2月27日から施行する。